

## 令和2年度 新たな加工食品の原料原産地表示制度等に係る表示実態調査結果

平成29年9月1日に食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部が改正され、経過措置期間が令和4年3月31日までとして、輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地表示が義務付けられた。

また、平成27年に制定された食品表示基準に基づく新たな食品表示制度の経過措置期間が令和2年3月31日に終了し、このほか、消費者の誤認を招く食品添加物の不使用表示について、今後、ガイドラインを策定することとしていることから、原料原産地表示に対する対応状況、現行の食品表示基準に基づく表示の実施状況及び食品添加物の不使用表示の表示状況について実態を把握するため、食品スーパーの協力を得て令和2年7月に以下のとおり調査を行った。

### 1. 調査概要

日 時 令和2年7月27日 午前8時から約3時間

場 所 神奈川県横浜市の食品スーパー

対 象 各商品棚の上から2段目の商品1,349点

（内訳：国産品1,231点、輸入品118点）

調査項目 （1）加工食品（輸入品及び添加物のみで構成される加工食品を除く。）の原料原産地表示の有無

（2）原料原産地表示の根拠法令等

（3）新たな原料原産地表示における商品の表示方法

（4）現行の食品表示基準に基づく表示（対応済み表示）の実施状況

（5）食品添加物の不使用表示等の表示状況

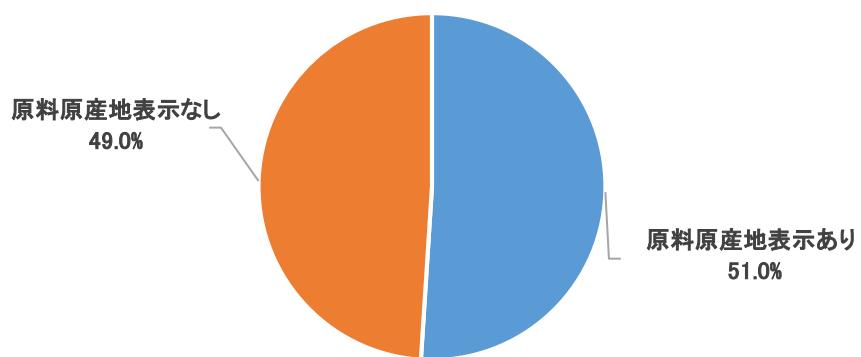
調査方法 義務表示事項の記載箇所（一括表示欄）及び容器包装上に表示された食品添加物の不使用表示等をデジタルカメラで撮影し、確認。

## 2. 調査結果

(1) 調査した加工食品（輸入品及び添加物のみで構成される加工食品を除く。）の原料原産地表示の有無

	商品数
原料原産地表示あり	627
原料原産地表示なし	602
合計	1,229※1

[原料原産地表示の有無の割合]

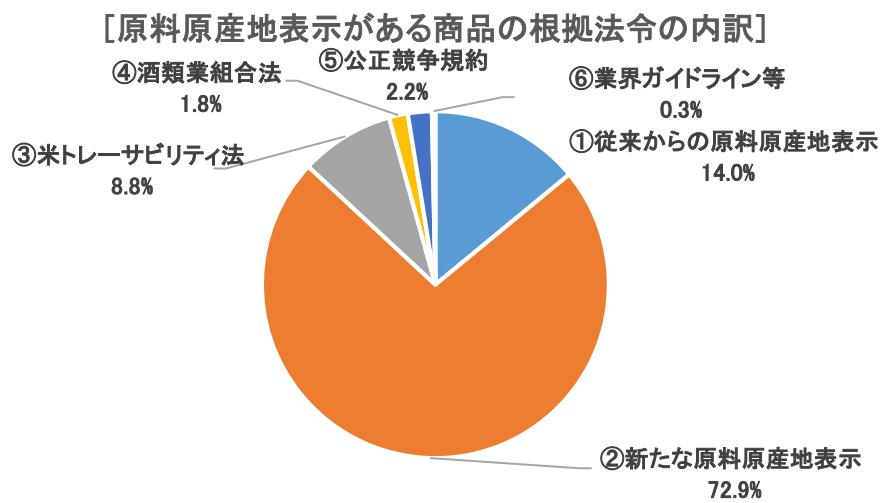


※1 全調査対象商品から輸入品を除いた1,231点のうち、添加物のみで構成される加工食品2点を除いています。

## (2) 原料原産地表示がある商品の根拠法令等

- ① 食品表示基準別表第15（従来からの原料原産地表示）
- ② 食品表示基準第3条（別表第15を除く。）（新たな原料原産地表示）
- ③ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律  
(米トレーサビリティ法(平成21年法律第26号))
- ④ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律  
(酒類業組合法(昭和28年法律第7号))
- ⑤ 公正競争規約
- ⑥ 業界ガイドライン等

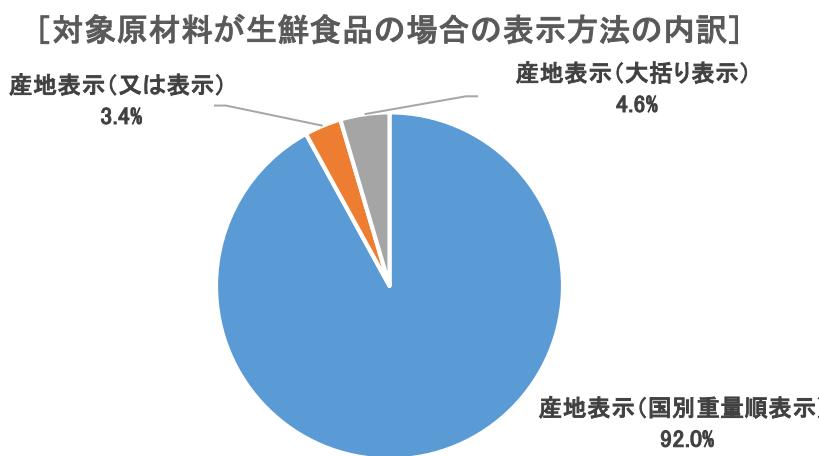
	商品数
① 従来からの原料原産地表示	88
② 新たな原料原産地表示	457
③ 米トレーサビリティ法	55
④ 酒類業組合法	11
⑤ 公正競争規約	14
⑥ 業界ガイドライン等	2
合計	627



(3) 新たな原料原産地表示がある商品の表示方法（産地表示及び製造地表示のそれぞれにおける「国別重量順表示」、「又は表示」<sup>※2</sup>、「大括り表示」<sup>※3</sup>及び「大括り表示+又は表示」）

ア 対象原材料が生鮮食品の場合

	商品数
産地表示（国別重量順表示）	161
産地表示（又は表示）	6
産地表示（大括り表示）	8
産地表示（大括り表示+又は表示）	0
合計	175



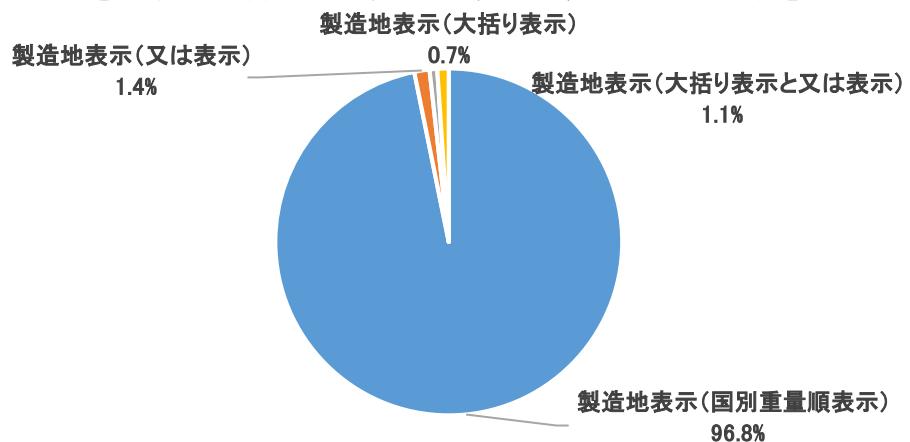
※2 「又は表示」：原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法

※3 「大括り表示」：外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法

イ 対象原材料が加工食品の場合

	商品数
製造地表示（国別重量順表示）	273
製造地表示（又は表示）	4
製造地表示（大括り表示）	2
製造地表示（大括り表示+又は表示）	3
合計	282

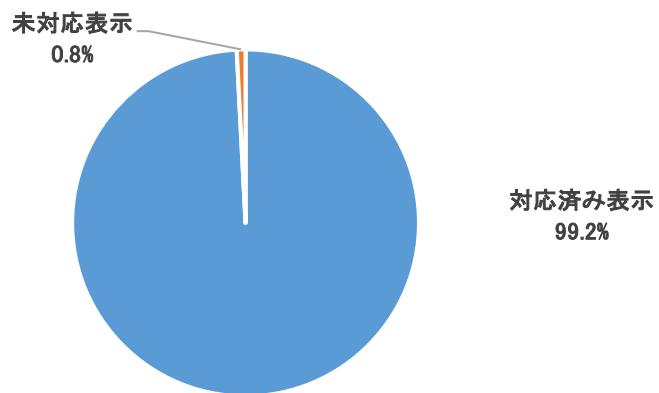
[対象原材料が加工食品の場合の表示方法の内訳]



#### (4) 現行の食品表示基準に基づく表示（対応済み表示）の実施状況

	商品数
対応済み表示	1,338
未対応表示	11※4
合計	1,349

[対応済み表示及び未対応表示の割合]



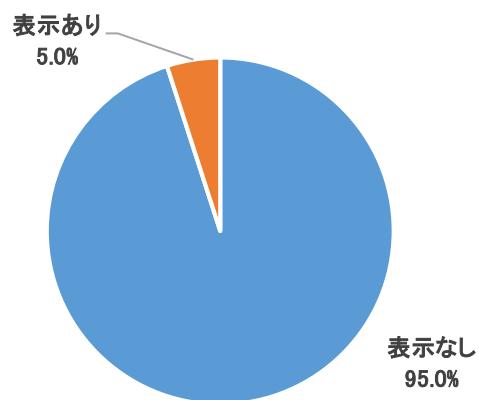
※4 経過措置期間である令和2年3月31日までに製造、又は加工された加工食品については、従前の例による表示を行うことができます。

## (5) 食品添加物の不使用表示等の表示状況

### ア 「食品添加物を明記しない無添加・不使用表示」<sup>※5</sup>の有無について

	商品数
表示なし	1, 282
表示あり	67
合計	1, 349

[食品添加物を明記しない無添加・不使用表示の有無の割合]

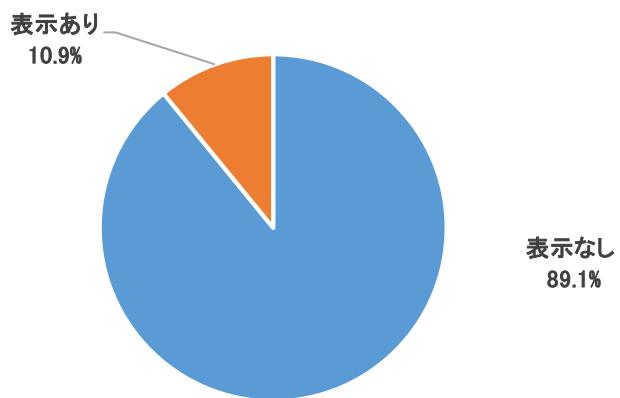


※5 「食品添加物を明記しない無添加・不使用表示」には、食品添加物を明記せずに単に「無添加」、「化学調味料無添加」等と任意の強調表示をしている食品が該当します。

イ 「食品添加物を明記した無添加・不使用表示」<sup>※6</sup>の有無について

	商品数
表示なし	1,202
表示あり	147
合計	1,349

[食品添加物を明記した無添加・不使用表示の有無の割合]



※6 「食品添加物を明記した無添加・不使用表示」には、食品添加物名を明記し、「○○無添加」、「○○不使用」、「○○を一切使用しておりません」等の任意の強調表示をしている食品が該当します(○○は食品添加物名が入ります。)。

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9223（直通）

FAX：03-3507-9292

担当：金子、松原